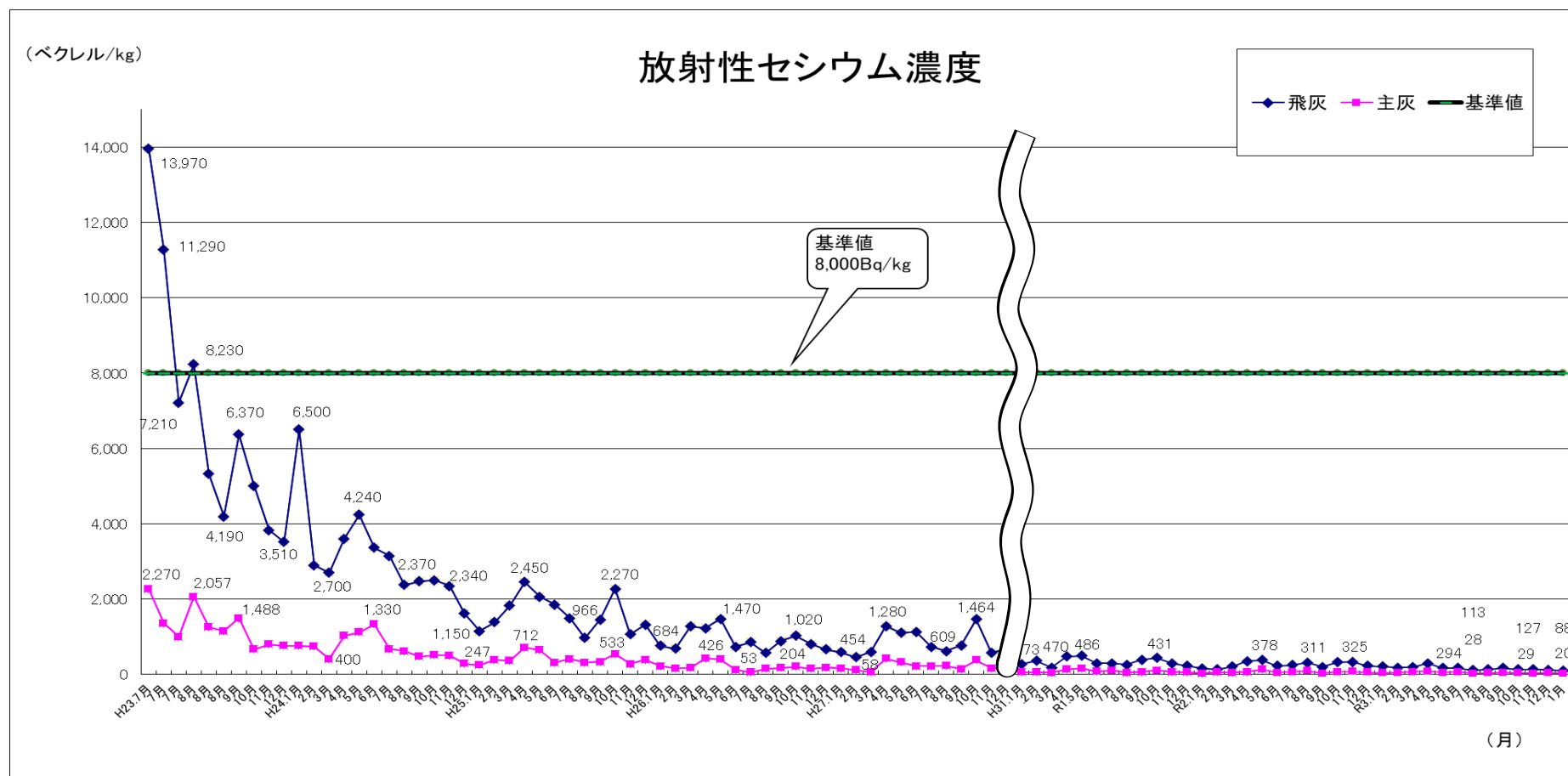


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



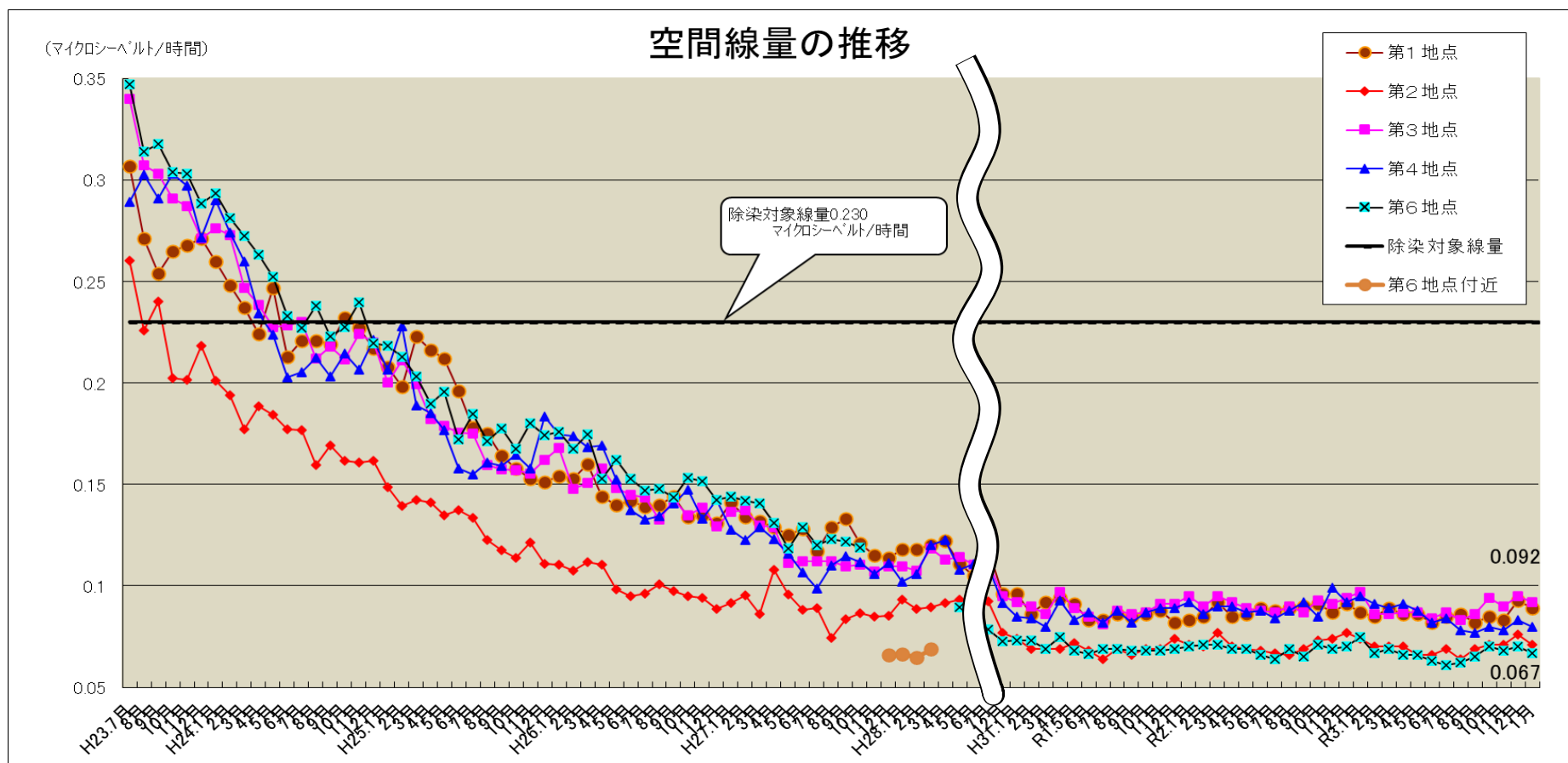
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

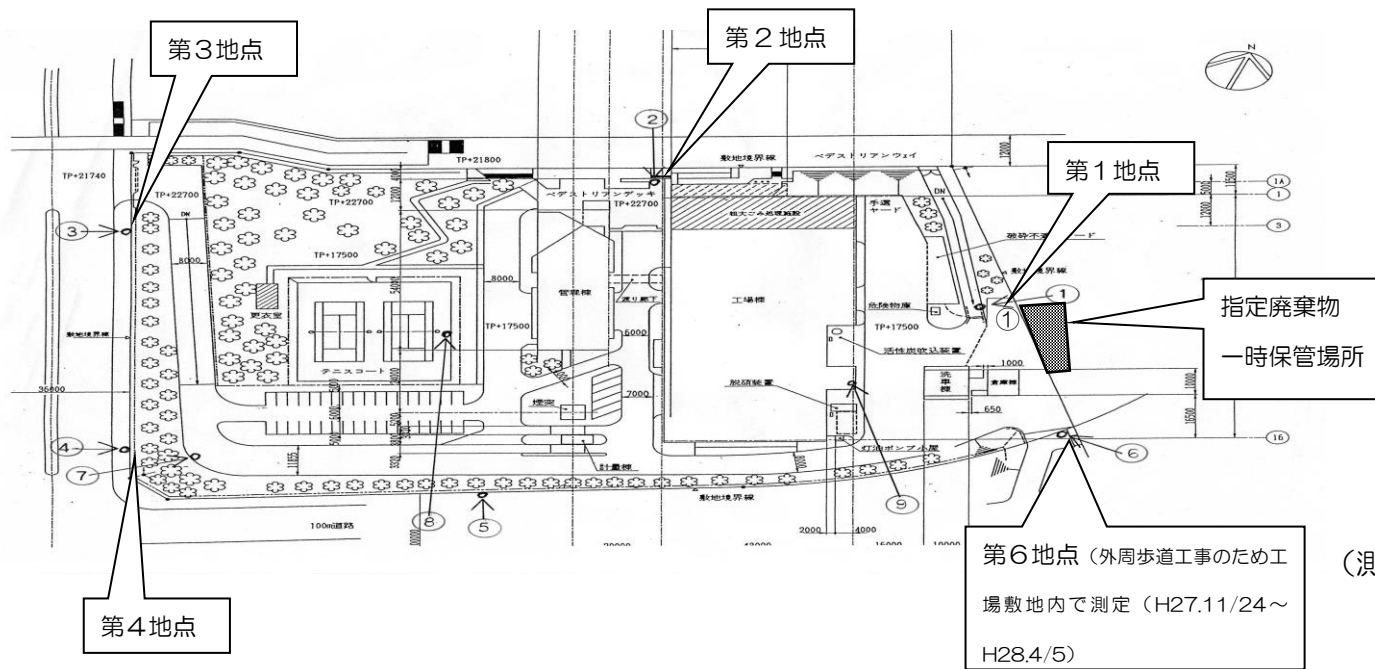
測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和4年1月	1号炉	ろ紙部	不検出	2（134又は137）
		ドレン部	不検出	同上
令和3年12月	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和3年11月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）





※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、令和元年度にドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

第6地点（外周歩道工事のため工場敷地内で測定（H27.11/24～H28.4/5）

（測定位置図）

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

令和3年2月1日分の測定は他社より同型式の測定器を借用して測定を行いました。測定値は通常と比較して大幅な乖離はありませんでした。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和3年度：1月末現在）

令和3年度計画処理量	埋立量
5,400 t / 年	<ul style="list-style-type: none"> • 4月 454 t • 5月 620 t • 6月 527 t • 7月 491 t • 8月 441 t • 9月 473 t • 10月 541 t • 11月 401 t • 12月 541 t • 1月 535 t <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">計 <u>5,024 t</u></p> <p>印西地区一般廃棄物最終処分場 埋立容量 402,200 m³ 埋立量 101,114 m³ 残余容量 301,086 m³ 埋立率 25.14%</p>

○令和 3 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 4 年 1 月末時点)

1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・設計：プラントメーカーに見積提案図書等を依頼 令和 3 年 11 月
- ・環境影響評価：事業計画概要書 令和 3 年 8 月 3 日～9 月 2 日まで縦覧
方法書 令和 3 年 9 月 3 日～10 月 4 日まで縦覧
方法書説明会 令和 3 年 9 月 18・19・26 日
千葉県知事意見 令和 4 年 1 月
現地調査等（継続）

2. アクセス道路について

- ・設計業務：令和 2 年 11 月契約・令和 4 年 8 月完了予定
- ・測量業務：用地測量 令和 3 年 7 月契約・令和 4 年 1 月完了
路線測量 令和 3 年 8 月契約・令和 3 年 11 月完了
幅杭設置測量 令和 4 年 2 月契約予定・令和 4 年 3 月完了予定
- ・用地買収：不動産鑑定 令和 4 年 1 月契約・令和 4 年 1 月完了
物件補償算定 令和 3 年 12 月契約・令和 4 年 2 月完了予定

3. 地域振興策について

- ・測量業務：現地測量 令和 3 年 5 月契約・令和 3 年 11 月完了
用地測量 令和 3 年 7 月契約・令和 4 年 2 月完了予定
- ・用地買収：不動産鑑定 令和 4 年 1 月契約・令和 4 年 1 月完了
物件補償算定 令和 3 年 8 月契約・令和 4 年 2 月完了予定

4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月締結
- ・設計業務（第 3 工区）、工事施工（第 2 工区）：令和 4 年 3 月完了予定

5. 下水道事業について

- ・基本協定締結：9 月締結
- ・工事施工（一部区間）：令和 4 年 1 月契約・令和 4 年 2 月完了予定

6. 施設用地管理業務

- ・草刈（第 1 回）：4 月契約・6 月完了
（第 2 回）：8 月契約・9 月完了

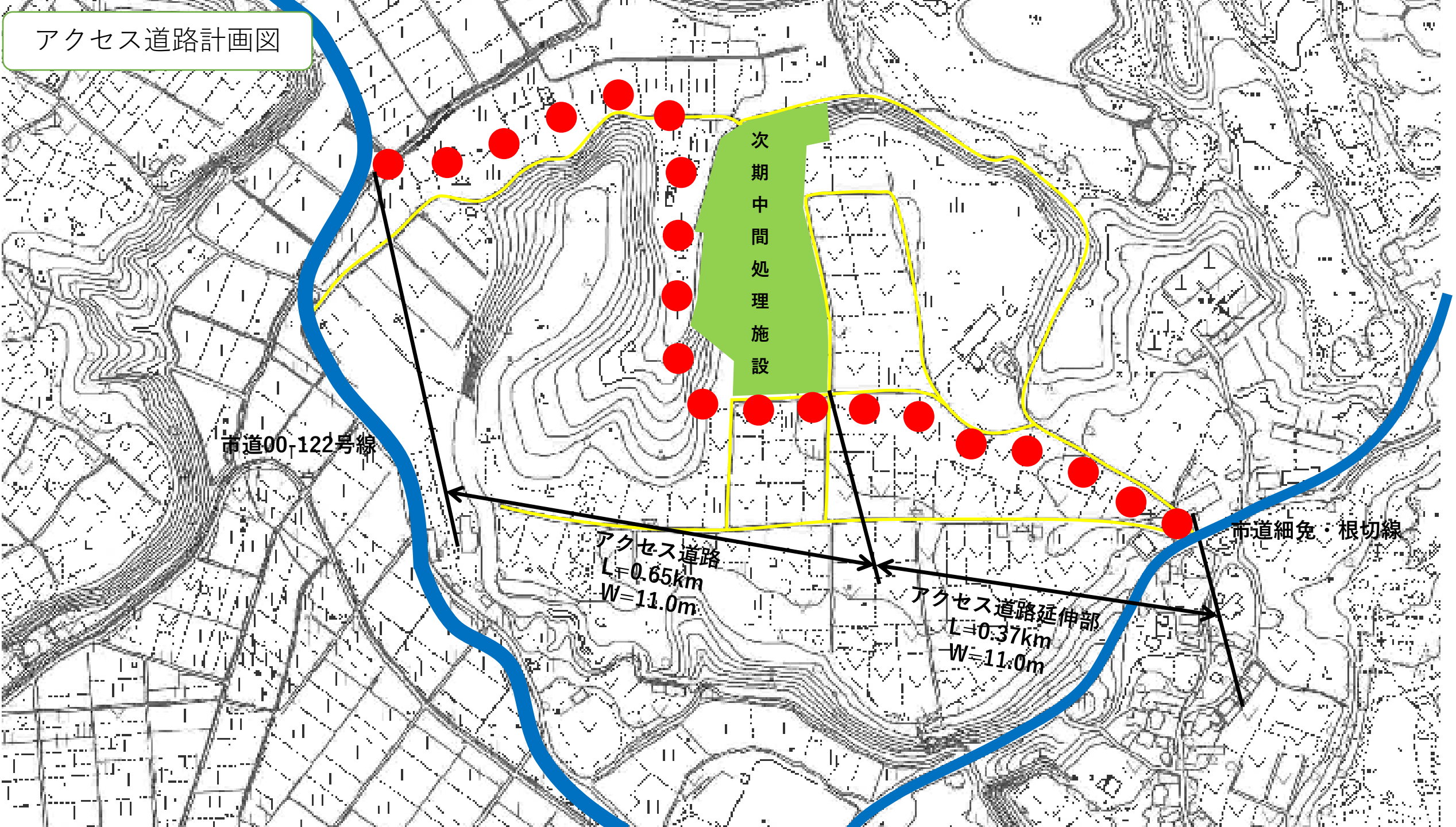
令和3年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

破線表示は令和4年1月末時点での変更箇所

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業基本設計、 建設工事発注支援、環境 影響評価業務		関係機関協議	:道路・上下水	道・雨水排水・	電気・ガス等							
		設計	:見積仕様書	の作成				依頼		比較検討		
		環境影響評価	:事業計画概	要書・方法書	の作成、千葉	県提出、公告	縦覧、方法	書説明会、委	員会対応			
					環境影響評価	:現地調査等						
アクセス道路												
設計業務					設計、軟弱	地盤解析						
用地測量						用地測量						
						路線測量						
									不動産鑑定・	物件補償算定		
用地買収											事前協議、	用地交渉
地域振興策												
用地測量					現地測量							
用地買収									不動産鑑定・	物件補償算定		
											事前協議、	用地交渉
水道事業	負担契約締結				実施設計	(第3工区)						
下水道事業												
施設用地管理業務		草刈			草刈							

※次期中間処理施設稼働開始: 令和10年度予定

アクセス道路計画図



市道00122号線

アクセス道路
L=0.65km
W=11.0m

アクセス道路延伸部
L=0.37km
W=11.0m

次期中間処理施設

市道細免・根切線

ICC-議題-20220305

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は

2. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。代表者会議で取り扱う内容ではない。

3. ごみ処理の有料化に関して

(1)白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。

状況を整理して報告していただいたが、印西市行政改革推進委員会の別紙資料「第5次印西市行政改革実施計画実績報告書の「基本目標」持続可能な財政運営の推進」の「1-2 歳出経費の抑制」の「9 ごみの減量化による歳出削減」が公表された。

内容はさらに具体性を帯びていると推察されるが、位置づけはいかなるものか。

(2)12月からの進捗はあるのでしょうか。

4. 届出項目の報告

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、検討されたか？

5. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか

6. 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と印西市の第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件
組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガス)は取れているのか？

7. 環境影響評価の件

(1)「h)印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。

塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

(2)答申や煙突高さを再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。

8. アクセス道路

概要書および方法書に記載されたアクセス道路と今回の資料のアクセス道路計画図の位置が異なるのはいかがなものか。

アクセス道路延伸部という部分が新規に登場したのはいかなる理由か

9. 燃やすごみ組成分析調査結果の公表と利用

印西地区環境整備事業組合は平成22年度より「燃やすごみ組成分析調査」を行っているが、その結果は公開され、減量化に寄与しているとは思われない状況である。

データの公表と減量化への利用を促進することを行うべきである。

改革事項	1 持続可能な財政運営の推進
改革項目	1-2 歳出経費の抑制
実施項目	9 ごみの減量化による歳出削減

担当部署	クリーン推進課
------	---------

1 概要等

実績報告書	○印西地区環境整備事業組合管内におけるごみの排出原単位(1人1日当たりのごみの排出量)は、これまでと同様に、白井市、柴町に比べ印西市が多い状況であり、ごみの排出量は組合の負担金と直結している。 ○印西地区環境整備事業組合管内では、柴町が昭和47年度から家庭系ごみの有料化(収集運搬費のみ)、白井市は平成19年度から粗大ごみの有料化を実施しており、有料化がごみの減量化の有効手段となっているが、印西市は無料の状況であり、千葉県廃棄物処理計画においても、施策としてごみ処理有料化の促進を主な取組みとして掲げている。
実施概要	○ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進 ○環境教育・学習機会の充実 ○ごみの減量、リサイクルの市民実践活動等への支援 ○不法投棄対策の充実 ○ごみ処理の有料化の協議
計画期間 目標	計画期間中、印西市ごみ減量計画に定める市民1人1日当たりのごみ排出量以内の抑制を図り、経費を削減する。 【参考】令和2年度(最終年度)市民1人1日当たりの総ごみ排出量原単位 696g/人日

2 各年度の行動計画及び実施内容等

年度	行動計画	実施内容	効果・課題等
28年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小学校出前講座開催(3校) ○親子リサイクル施設等見学会(12家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(23回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱113人) ○不法投棄監視カメラの運用(54台) ○監視パトロール(業者100日、職員6日) ○有料化に向け組合会議で事務一元化協議 ○28年度排出原単位 875g/人日	(効果) ○排出原単位の減少(g/人日) [家庭系]27年度698g → 28年度697g(△11) [事業系]27年度193g → 28年度188g(△5) [合計]27年度891g → 28年度875g(△16) (課題等) ○粗大ごみ有料化の実施 ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透 ○事業系ごみ減量対策
29年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小学校出前講座開催(2校) ○親子リサイクル施設等見学会(11家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(19回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱103人) ○不法投棄監視カメラの運用(65台) ○監視パトロール(業者100日、職員7日) ○有料化に向け組合会議で事務一元化協議 ○29年度排出原単位 863g/人日	(効果) ○排出原単位の減少(g/人日) [家庭系]28年度687g → 29年度676g(△11) [事業系]28年度188g → 29年度187g(△1) [合計]28年度875g → 29年度863g(△12) (課題等) ○粗大ごみ有料化の実施 ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透 ○事業系ごみ減量対策
30年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小中学校出前講座開催(7校) ○親子リサイクル施設等見学会(8家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(24回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱115人) ○不法投棄監視カメラの運用(75台) ○監視パトロール(業者100日、職員7日) ○有料化に向け環境整備事業組合と協議 ○30年度排出原単位 864g/人日	(効果) ○排出原単位の減少(g/人日) [家庭系]29年度676g → 30年度669g(△7) [事業系]29年度187g → 30年度195g(+8) [合計]29年度863g → 30年度864g(+1) (課題等) ○粗大ごみ有料化の協議が進んでいない ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透 ○事業系ごみ量増加への対策
令和元年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値	○15日号に連載記事を掲載(年10回) ○小中学校出前講座開催(6校) ○親子リサイクル施設等見学会(13家族) ○クリーンアドバイザー出前講座(18回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱118人) ○不法投棄監視カメラの運用(85台) ○監視パトロール(業者100日、職員7日) ○有料化に向け環境整備事業組合と協議 ○元年度排出原単位877g/人日	(効果) ○排出原単位(g/人日) [家庭系]30年度669g → 元年度680g(+11) [事業系]30年度195g → 元年度197g(+2) [合計]30年度864g → 元年度877g(+13) 台風の影響もあり、原単位が増加 ○廃棄物減量等推進員は年々委嘱数が増えている。 (課題等) ○粗大ごみ有料化の協議 ○ごみ減量意識の低い方への減量意識の浸透策 ○事業系ごみ量増加への有効な対策
令和2年度	○広報紙による普及啓発(シリーズ化掲載) ○教育機関との連携による学習機会の提供 ○廃棄物減量等推進員制度の充実 ○不法投棄対策の充実 ○粗大ごみ処理の有料化の協議 ○排出原単位目標値	○15日号に連載記事を掲載(年11回) ○小中学校出前講座開催(1校) ○クリーンアドバイザー出前講座(3回) ○クリーンパートナー地域活動(委嘱113人) ○不法投棄監視カメラの運用(85台) ○監視パトロール(業者108日、職員7日) ○有料化に向け環境整備事業組合と協議 ○2年度排出原単位877g/人日	○排出原単位(g/人日) [家庭系]元年度680g → 2年度701g(+21) [事業系]元年度197g → 2年度189g(-8) [合計]元年度877g → 2年度891g(+14) 新型コロナウイルスの影響もあり、原単位が増加 (課題等) ○目標排出原単位との乖離 ○有料化施策の一元化 ○減量化・資源化意識の向上 ○事業所への指導
取組結果	印西市ごみ減量計画に定める市民1人1日当たりのごみ排出量以内の抑制を図ったが、達成することができなかった。 【参考】令和2年度(最終年度)市民1人1日当たりの総ごみ排出量原単位 目標値:696g/人日、実績値:891g/人日 ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進、環境教育・学習機会の充実、ごみの減量、リサイクルの市民実践活動等への支援、不法投棄対策の充実を推し進めてきたが、ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進、環境教育・学習機会の充実については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により啓発機会が減少となった。		

プラスチック資源循環促進法のご質問

質問1. 廃プラスチックのリサイクルの委託先

プラスチック資源循環促進法では、市町村が、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの委託先について、

- ① 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイクルを行うか
- ② 再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けてリサイクルを行うかを選択できることになっておりますが、印西地区はどちらを選択しますか？

質問2. 実施時期

プラスチック資源循環促進法を適用した廃プラスチックの分別収集はいつから始めますか？

今年の4月1日より開始できない場合は、広報などで開始時期を知らせて欲しいのですがいつ頃広報しますか？（マスコミ等は、プラスチック資源循環促進法が2022年4月1日より施行されると報道するので、住民が間違っって4月1日以降、容器包装プラスチックと一緒に廃プラスチックを出さないために、実施が遅れる場合は、最低でも2022年3月1日前に広報などで周知してほしい）

質問3. 周知方法

- ・ この法律に基づく当該地区の廃プラスチックの分別収集について、どのような周知方法を用意されていますか？
- ・ （要望）当該法律の実施に際しては、実施前に「分別収集のマニュアルの配布やスマホなどで学べるようにしてほしい」また住民に対して、分別の仕方を教えるための出前講座などを各所で開催してほしい。

質問4. 廃プラスチックの出し方/入れ物

- ・ この法律によれば、住民が廃プラスチックをリサイクルに出すときは、ゴミ収集所等に既存のプラスチック製容器包装の袋に入れてはいけないと解釈されますが、新しい袋を用意されるのですか？

質問5. 市の予算化

- ・ この法律を実施する場合、マニュアルの作成・配布や新しい袋の用意、広報などを含めて相当の費用が必要と思われませんが、令和4年度の予算化はお済ですか？その金額は？

質問6. 廃プラスチックの問題点

・ この法律は、廃プラスチック（マイクロプラスチック等）による海洋汚染防止（海洋の魚や生き物をマイクロプラスチックで死滅させない）や廃プラスチックを燃やしたときに排出される温室効果ガス（CO2 など）を抑えて地球温暖化を抑制することが狙いと理解しています。

そこで質問ですが、

- ① 印西地区で使用しているごみ袋は「ポリエチレン製」ですが、特に「燃やすごみ用のごみ袋」は燃えるごみと一緒に燃やしています。地球温暖化防止の観点からプラスチックを燃やすことを出来るだけ抑えようとしているこの法律の施行後、このまま使用していいのですか？
- ② 洗顔材や歯磨き粉に等に含まれるマイクロビーズは、数ミクロンと小さいため下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますがその対策は？
- ③ 化学繊維を含む衣類を洗濯すると排水と一緒に排出される小さなプラスチック製の繊維くずが、下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますが、その対策は？
- ④ 令和2年度に印西クリーンセンターで燃やしているごみのうち、廃プラスチックは、平均21%含まれています。それを燃やしたときに発生するCO2は、どうしますか？
- ⑤ 吉田地区で令和10年に稼働を目指している新印西クリーンセンターも廃プラスチックを燃やすことにしています。温室効果ガスの我が国の目標は、2030年度までに2013年度比で46%削減（自治体の施設は66%削減）、2050年度は実質ゼロです。

燃やすごみに廃プラスチックを含めないと、燃やすごみの発熱量が大幅にダウンするため自然出来ず、植物由来の助燃材の大幅添加や最悪炉の形状も変更しなければなりません。対策をご回答ください。

.....

以下20日の住民側委員会で出された質問および要望

その1

洋傘の布部分は、燃やせるゴミなのか。手引きには載っていなかった。

その2

組合から印西市・白井市・栄町に対し、どのように働きかけているか。適格な回答を引き出せるよう具体的にかつ積極的に働きかけてほしい。

以上

プラスチック資源循環促進法に基づく
「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」の概要

従来印西地区では、プラスチックのうち、ペットボトルを含めプラスチック製容器包装だけは、資源物として回収し処理していましたが、下記の背景にあるような理由からすべてのプラスチックを対象にした分別収集を今年の4月1日から行う法律が施行されますので、その背景と概略をご説明します。

1. 背景

(1) SDGs

- ・ 2015年9月の国連本部で国連サミットが開催され「2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指すための国際目標」として17のゴールと169のターゲットが採択されました。それがSDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標) です。14番目のゴールは「海の豊かさを守ろう/海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」ですが、その中に141~147のターゲットがあり、141番目のターゲットに「2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し大幅に削減する」とあります。
- ・ これが、海洋ごみの削減を国際的に求めた初めてのステートメントです。

(2) 海洋プラスチック憲章

- ・ 2018年7月カナダで開催された主要国会議(G7)で、プラスチックごみが及ぼす各国の海洋汚染問題への対策を集約した「海洋プラスチック憲章」が採択されました。
- ・ 主な内容は、プラスチックゴミによる海洋汚染問題への各国の対策を促す文書で、持続可能なデザイン、生産およびリユース市場：2030年までに100%のプラスチックがリユース、リサイクルまた他に有効な選択肢がない場合は回収可能となるように産業界と協力するなどです。
- ・ 日本(安倍総理)は、数値目標などが、日本の現状とギャップがあると言って署名しなかったが、同じく署名しなかった米国(ランプ大統領)に追従しただけでは?と他の国や市民などから批判されました。

(3) プラスチック資源循環促進戦略

- ・ 2019年5月31日、日本政府は、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物規制、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とした「プラスチック資源循環促進戦略」を策定し当日公表した。

- ・ G7「海洋プラスチック憲章」と日本「プラスチック資源循環戦略」の違い

	G7「海洋プラスチック憲章」	日本「プラスチック資源循環戦略」
包装材管理	2030年までにプラスチック包装の最低55%をリサイクル又は再使用。2040年までにはすべてのプラスチックを100%熱回収	2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクル
リサイクル推進	2030年までに100%のプラスチックをリユース、リサイクルまたは熱回収可能に	2035年までに全ての使用済みプラスチックをリユースまたはリサイクル等により100%有効利用
再生利用促進	2030年までにプラスチック製品におけるリサイクル素材の利用を少なくとも50%増加	2030年までにプラスチックの再生利用を倍増するよう目指す

(4) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ 2019年6月に大阪で開催されたG20大阪サミットにおいて、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されました。
- ・ 他の国や国際機関などにもビジョンの共有を呼び掛け、2021年5月現在、87カ国と地域が共有しています。

(5) レジ袋の有料化

- ・ レジ袋は全国で2020年7月1日に有料化されました。2020年以前にも19県のスーパー・コンビニエンスなどでは有料化されていましたが、全国的に有料化が義務付けられたことにより、対象の業種では現在レジ袋1枚当たり2~5円ほどで提供されています。
- ・ 現在、持ち手のないプラスチックの袋、繰り返し使用できる厚さ50マイクロメートル以上のプラスチックの袋、海洋生分解プラスチックの配合率が100%のもの（海の微生物で分解できるため）およびバイオマス素材の配合率が25%以上のもの（焼却処分後に大気中のCO2が増えないため）は対象外です。
- ・ 2013年における日本のプラスチック廃棄量は、年間9.4百万トンで、これは全廃棄物の（430百万トン）の約2%に相当します。2018年にUNEP（国連環境計画）の発表によると、日本のプラスチックごみの廃棄量は、一人当たり32kgに相当し、アメリカに次いで世界で2番目に多い量です。（印西地区は年間で一人当たり約40kgのプラスチックが燃やされています）
- ・ 世界規模でみると、1950年以降に生産されたプラスチックは83億トンを超え、ごみとして廃棄された量は63億トンで、回収後のプラスチックごみのうち79%が埋め立てられるか海に投棄されており、リサイクルされているのはわずか9%です。このままいくと、2050年までに埋め立てや自然投棄によって処分されるプラスチックは120億トン以上になると言われています。

(6) プラスチック資源循環促進法

- ・ 2022年4月1日から施行される「プラスチック資源循環促進法」は、海洋プラスチック問題、地球温暖化問題など環境問題の深刻化、諸外国による廃棄物輸入規制強化によるプラスチックの資源循環の必要性の高まりから、プラスチック資源循環の取組み（3R+Renewable）

を促進するために設けられたものです。

- 特記事項として、ワンウエー・プラスチック使用製品（特定プラスチック使用製品）をお客に年間5トン以上を無償で提供している事業者（特定プラスチック使用製品提供事業者）は、2022年4月1日から、特定プラスチック使用製品を有償で提供し、使用しないよう誘引するために景品などを提供することがプラスチック資源循環促進法で決められました。

○ では、具体的に、どんなものが、特定されたか紹介しましょう。

特定プラスチック使用製品	特定プラスチック使用製品提供事業者
フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー	飲食品小売業者、宿泊業、宅配飲食サービス業
ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ	宿泊業
衣類用ハンガー、衣類用カバー	各種商品小売業、洗濯業

* 宿泊旅行には、マイ箸、マイスプーン、マイストロー等を持参しましょう！

- それではなぜ、プラスチック廃棄物が、海洋汚染問題になっているのか？陸上でつくられたプラスチックが、不法投棄やポイ捨てなどで河川などに流れて大量に海に流出しているからです。その量は毎年800万トン以上とされています。このペースが続くと、2050年には海にプラスチックの量が魚の量を上回ることになると言われております。しかも、海に漂うプラスチックは自然に分解されず、紫外線や波、岩礁などとの衝撃で小さくなり、5mm以下のマイクロプラスチックとなって何百年も消えずに海に残ります。マイクロプラスチックの表面に凹凸があり海の中で陸から流出した農薬などの有害物質が付着して、それを食べた魚や海洋生物を人間が食べた場合、ガンの発生や代謝性疾患等を引き起こす可能性があると言われ、危惧されています。もちろん魚や海洋生物もダメージを受けて生育数が少なくなります。これを何としても止めなければなりません！
- プラスチックの弊害をなくするためには、プラスチックを使わないことが一番よいのですが、プラスチックのメリット（軽くて、丈夫で、腐らない、しかも価格が安い等）から今後も増えていく可能性があります。我々はプラスチックのデメリット（腐らないので海でマイクロプラスチックになり、海の生き物に悪影響をもたらす。原料は化石燃料なので燃やすと温室効果ガスであるCO2を排出するなど）に注目し、ワンウエー（使い捨て）プラスチックの使用を避け再利用に努めるほか、出来るだけプラスチックの代替品（木や再生可能な材料やバイオプラスチックなど）を利用すべきです。
- プラスチック資源循環促進法では、プラスチック製容器包装のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物もリサイクルが可能となりました。
- そのためにまず市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を作成し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するように努めなければならないとし、これによって収集したプラスチック使用製品廃棄物については、
 - ① 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会に委託して、リサイクルを行う方法
 - ② 市町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいてリサイクルを行う方法

を市町村の状況に応じて選択することが出来ます。

- ① を選択した市町村は、環境省が定める「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済みプラスチック使用製品及びプラスチック使用製品廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（環境省令）に従って分別する必要があります。
- ② を選択した市町村は、上記の分別収集物の基準の適用はありませんので、別途定める「再商品化計画認定申請の手引き」を参照して作成します。

2. 「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集の手引き」の概要（令和4年1月環境省）

日本容器包装リサイクル協会に委託する場合の分別収集物の基準は次の通りです。

- ・ 原則として最大積載量が10トンの自動車に積載できること
- ・ 圧縮されていること
- ・ 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着し、又は混入していないこと。
 - イ. プラスチック容器包装廃棄物
 - ロ. プラスチック使用製品廃棄物のうちその原材料の全部または大部分がプラスチックであるもの（ペットボトル廃棄物や使用済み小型電子機器等）
 - ハ. 一辺の長さが50cm以上の物
- ・ 分別収集に含めてはいけないもの
 - 汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物
 - 他の法令などで分別して回収することが定められているもの
 - a. ペットボトルが廃棄物になったもの
 - b. 使用済み小型電子機器等が廃棄物になったもの
 - 一辺の長さが50cm以上のもの
 - 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
 - a. リチウムイオン電池を使用する機器その他分別収集物の再商品化の過程で火災を発生する恐れのあるもの／ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等
 - b. 点滴用器具その他の人が感染する恐れのある病原体が含まれる恐れのあるもの／注射針、注射器等
 - c. その他、分別収集物の再商品化を著しく阻害する恐れのあるもの／刃物、カッター、包丁、安全カミソリ、ガラスの破片等の危険物、まな板などの厚みのあるもの(5mm程度以上)、ラケット、ゴルフのシャフト等で炭素繊維やガラス繊維のもの及び繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（靴、長靴、スニーカー、鞆、ハンドバック、ポーチ等）

* 詳しくは、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月／環境省）をご参照ください

以上

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

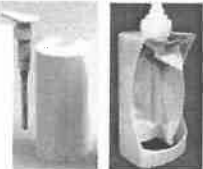
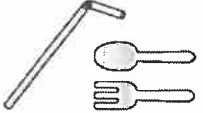
■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

<p>設計 ・ 製造</p>	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>	
<p>販売 ・ 提供</p>	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
<p>排出 ・ 回収 ・ リサイクル</p>	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和3年度第4回環境委員会）

資料
5

質問事項	回答
<p>1 指定廃棄物の件</p> <p>2020年2月21日に要望書を提出して以降の進捗状況は。</p>	<p>1</p> <p>その後の進捗について、印西市に問い合わせたところ、「現在、要望書提出に向け関係市と準備を進めているところです。」という回答(2月25日)でした。</p> <p>また、組合では、毎年環境省職員による保管状況の確認の際に、同様な要望をしています。(10月26日)</p>
<p>2 表一7)排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を利用し測定)」はありえない、間違った表記である。正常な表記に訂正されたい。</p> <p>代表者会議で取り扱う内容ではない。</p>	<p>2</p> <p>排ガス中の重金属分析方法(JIS K 0083)で、カルシウム、銅、亜鉛の物質を測定する方法については、これまでも環境委員会でご説明させていただいておりましたが、前回ご指摘のありました環境省への確認について、環境省では、JIS 規格(日本産業規格)について関知してなく、その他の測定方法についても回答は得られませんでした。</p> <p>国や県への確認結果を踏まえると、現時点では「排ガス中の重金属分析方法」として規格化されているが、カルシウム、銅、亜鉛の物質が測定対象になっていなく、その他公式的な分析方法も確認できないことから、今後どのように取り扱うのか、委員会において意見を伺いたいと思います。</p> <p>組合といたしましては、排ガス中のカルシウム、銅、亜鉛の物質は JIS 規格の分析対象物質にはないものの、他の排ガス中の重金属分析方法として JIS 規格化されており、また、これまで組合が行ってきた同 JIS 規格での測定実績があり対比できることから、引き続き同規格を用いて測定を行い管理して行きたいと考えております。今後の資料の記載方法については、ご意見を伺い決定して行きたいと考えています。</p>
<p>3 ごみ処理の有料化に関して</p> <p>(1)白井市廃棄物減量等推進審議会の答申より、ごみ処理経費の有料化が話題になっている。状況を整理して報告していただいた</p>	<p>3 印西市に問い合わせたところ、以下のとおりとのことです。</p> <p>(1)ごみの減量化、資源化に取り組んでおりますが、1人1日あたりのごみ排出量は目標値より上回っております。引き続き、全体的に実施方法を検討してまいります。</p>

が、印西市行政改革推進委員会の別紙資料1 第5次印西市行政改革実施計画実績報告書の「基本目標1 持続可能な財政運営の推進」の「1-2 歳出経費の抑制」の「9 ごみの減量化による歳出削減」が公表された。内容はさらに具体性を帯びていると推察されるが、位置づけはいかなるものか。

(2)12月からの進捗はあるのでしょうか。

(2)12月からの進捗はございませんが、これまでの検討結果やごみ排出量の現状、将来排出量の予測等を踏まえ、印西地区環境整備事業組合及びその構成市町と協議検討をします。

4 届出項目の報告

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して、検討されたか？

4

質問にある測定結果等の届け出につきましては、まとめページへの記載を検討いたしました結果、PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について、毎年、県へ報告している内容は、既に環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績として報告しているものです。よって最新の情報を環境委員会へ報告させていただいております。

また、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの資源物については、クリーンセンターへ運び込まれずに他で処理されるため、操業報告として記載しておりません。

まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料で触れていない内容について記載をすることは混乱が生じるため、差し控えさせていただきたいと考えています。

5. 住宅宿泊事業者(民泊)の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者(民泊)の存在を把握しているか
b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか

5 各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。

印西市

a)県のホームページにより、把握している。

b)特に事業者からの問い合わせ等はございません。

白井市

	<p>a)市で直接把握はしていませんが、届出や監督等の窓口となっている千葉県がまとめている施設一覧(R3.11.15 時点)において、市内に当該事業の届出受理施設はないものと確認しております。</p> <p>b)白井市では住宅宿泊事業者はいないものと確認しておりますが、引き続き、排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し、周知を図っています。</p> <p>栄町</p> <p>a)住宅宿泊事業者(民泊)の存在を千葉県のホームページから確認しております。</p> <p>b)住宅宿泊事業者を確認しておりますが、実際に民泊施設として、利用されているかの確認が取れないため、事業者に対して住宅宿泊施設として利用する際は、事業系ごみとして排出するように通知させて頂いております。</p>
<p>6. 組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)と印西市の第3次印西市環境基本計画(案)の整合性の件</p> <p>組合の「地球温暖化対策実行計画(第2次)(平成28年8月)」と印西市の「第3次印西市環境基本計画(案)」との整合性(特に温室効果ガスで)は取れているのか?</p>	<p>6</p> <p>第3次印西市環境基本計画(案)における印西クリーンセンターの温室効果ガス排出量は、環境省の一般廃棄物処理実態調査に因数をかけ、印西市分を按分して算出したものです。組合の地球温暖化対策実行計画(第2次)の温室効果ガスの排出量は、印西クリーンセンターで処理をした一般廃棄物の焼却量や組合で使用した電気の使用量、公用車等の燃料使用量から環境省・経済産業省の算定マニュアルを基準に算定しております。</p>
<p>7. 環境影響評価の件</p> <p>(1)「h)印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。</p> <p>塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では、都市の下水中の新型</p>	<p>7</p> <p>(1)環境影響評価の対象項目となっていませんが、新型コロナウイルスの関係につきましては、国等の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいた対応を次期中間処理施設においても行っていく考えです。</p> <p>現在は、し尿処理の過程で人体に感染するといった検証がなされていない状況ではありますが、国、県等の動向を注視しながら印西地区衛生組合との協議を進めてまいります。</p>

<p>コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。</p> <p>(2) 答申や煙突高さを再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。</p>	<p>(2) 千葉県知事意見等を踏まえた上で、現地調査の結果を十分整理し、煙突高さにつきましても準備書に反映させる予定としております。</p>
<p>8. アクセス道路</p> <p>概要書および方法書に記載されたアクセス道路と今回の資料のアクセス道路計画図の位置が異なるのはいかがなものか。 アクセス道路延伸部という部分が新規に登場したのはいかなる理由か</p>	<p>8</p> <p>概要書及び方法書に記載されたアクセス道路と今回の資料のアクセス道路計画図の位置は同じものです。</p> <p>また、アクセス道路延伸部は、災害時等の双方向避難路としての位置づけ、吉田区の利便性向上、路線間を接続することが望ましいとの印西市の意向等を踏まえたうえで、今年度に線形決定されたものとなります。</p>
<p>9 燃やすごみ組成分析調査結果の公表と利用</p> <p>印西地区環境整備事業組合は平成22年度より「燃やすごみ組成分析調査」を行っているが、その結果は公開され、減量化に寄与しているとは思われない状況である。 データの公表と減量化への利用を促進することを行うべきである。</p>	<p>9</p> <p>組合では、組成分析の結果につきまして、更なる減量化への取り組みのため、構成市町へ結果を送付し、情報の共有を図っているところでございますが、それ以外にもごみピット内のごみ質分析を行っており、この結果につきましては、環境委員会の資料として報告しているところでございます。今後も減量化施策への取り組みに役立てられるよう努めていきたいと考えております。</p> <p>また、各構成市町の取り組みを問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。</p> <p>印西市 印西市では、ホームページ、広報いんざい等で結果を公表しており、ごみの分別や食品ロスの削減について事業を展開しております。</p> <p>白井市 白井市では、組成分析調査そのものの結果については公開していませんが、廃棄</p>

	<p>減量等推進協議会での検討や市民向けの講座の際には調査結果を活用し、ごみ減量化施策の検討や啓発に利用しています。今後もデータの効果的な活用方法を検討しながらごみ減量化の促進に役立ててまいりたいと考えています。</p> <p>栄町 組成分析による燃やすごみの中の資源等の割合を活用して栄町ごみ減量化推進計画を策定するとともにその分析を活用して生ごみ減量を図るための施策を実施しています。</p>
<p>10. 廃プラスチックのリサイクルの委託先</p> <p>プラスチック資源循環促進法では、市町村が、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの委託先について、</p> <p>① 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイクルを行うか ② 再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けてリサイクルを行うか</p> <p>を選択できることになっておりますが、印西地区はどちらを選択しますか？</p>	<p>10</p> <p>現状、組合では①の容器包装リサイクル協会を通したルートを考えております。今後も国や近隣自治体の動向を注視してまいります。</p>
<p>11. 実施時期</p> <p>プラスチック資源循環促進法を適用した廃プラスチックの分別収集はいつから始めますか？ 今年の4月1日より開始できない場合は、広報などで開始時期を知らせて欲しいのですがいつ頃広報しますか？（マスコミ等は、プラスチック資源循環促進法が2022年4月1日より施行されると報道するので、住民が間違っ4月1日以降、容器包装プラスチックと一緒に廃プラスチックを出さないために、実施が遅れる場合は、最低でも</p>	<p>11.</p> <p>廃プラスチックの分別収集につきましては、現時点では対象品目や回収方法等の詳細な内容が決まっていないため、開始時期は未定となります。ごみ処理基本計画の検討委員会などでも課題とする予定ですが、容器包装リサイクル協会の受付が早くとも令和5年度分からとなっているため、令和4年度中に開始することは難しいものと考えております。</p> <p>また、令和4年4月1日から分別開始されないことについての広報は現時点では予定しておりませんが、4月以降の排出状況を注視しつつ、住民の皆様にご迷惑が生じない</p>

2022年3月1日前に広報などで周知してほしい)	よう、組合及び構成市町で連携し、それぞれ対応してまいります。
<p>12. 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> この法律に基づく当該地区の廃プラスチックの分別収集について、どのような周知方法を用意されていますか？ (要望) 当該法律の実施に際しては、実施前に「分別収集のマニュアルの配布やスマホなどで学べるようにしてほしい」また住民に対して、分別の仕方を教えるための出前講座などを各所で開催してほしい。 	<p>12</p> <p>この法律に基づく廃プラスチックの分別収集を始める場合の周知方法として、組合、構成市町とも広報誌やホームページ等による周知を考えております。その他に構成市町ではそれぞれが発行しているごみの分け方・出し方のパンフレットなどの更新や、ごみ分別アプリ、行政回覧などでの周知、出前講座における内容の追加などを検討しております。</p>
<p>13. 廃プラスチックの出し方／入れ物</p> <ul style="list-style-type: none"> この法律によれば、住民が廃プラスチックをリサイクルに出すときは、ゴミ収集所等に既存のプラスチック製容器包装の袋に入れてはいけないと解釈されますが、新しい袋を用意されるのですか？ 	<p>13</p> <p>法律施行後のごみの出し方や分別方法につきましては、国から回収方法などの詳細な内容が示されていないため、今後のごみ処理基本計画の検討委員会などの中で検討していく予定となっております。ごみ袋の様式などについてもその場で検討する予定です。</p>
<p>14. 市の予算化</p> <ul style="list-style-type: none"> この法律を実施する場合、マニュアルの作成・配布や新しい袋の用意、広報などを含めて相当の費用が必要と思われますが、令和4年度の予算化はお済ですか？その金額は？ 	<p>14</p> <p>組合、構成市町とも実施時期が未定なことから具体的な費用が明らかとなっていないため、令和4年度当初予算においては計上しておりません。実施時期・方法など具体的な内容が定まり次第、適切な予算化を検討いたします。</p>
<p>15. 廃プラスチックの問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> この法律は、廃プラスチック(マイクロプラスチック等)による海洋汚染防止(海洋の魚や生き物をマイクロプラスチックで死滅させない)や廃プラスチックを燃やしたときに排出される温室効果ガス(CO2 など)を抑えて地球温暖化を抑制することが狙いと理解しています。 	<p>15</p>

そこで質問ですが、

- ① 印西地区で使用しているごみ袋は「ポリエチレン製」ですが、特に「燃やすごみ用のごみ袋」は燃えるごみと一緒に燃やしています。地球温暖化防止の観点からプラスチックを燃やすことを出来るだけ抑えようとしているこの法律の施行後、このまま使用しているのですか？
- ② 洗顔材や歯磨き粉に等に含まれるマイクロビーズは、数ミクロンと小さいため下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますがその対策は？
- ③ 化学繊維を含む衣類を洗濯すると排水と一緒に排出される小さなプラスチック製の繊維くずが、下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますが、その対策は？
- ④ 令和2年度に印西クリーンセンターで燃やしているごみのうち、廃プラスチックは、平均21%含まれています。それを燃やしたときに発生するCO₂は、どうしますか？

① 「燃やすごみ用のごみ袋」の代替素材(バイオプラ)などへの変更はプラスチック資源循環戦略などでも触れられており、今後、国などからの通知や近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。

②③各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ以下のとおりとのことです。

印西市(②, ③共通)

各市下水道課と意見を共有します。

白井市(②, ③共通)

マイクロプラスチックによる海洋汚染対策としては、現状、3Rの推進等による啓発や美化活動によるプラスチックごみ(2次マイクロプラスチック)への対応にとどまっており、マイクロビーズや洗濯等による繊維くずなどの微細な1次マイクロプラスチックへの具体的な対策は実施できておりません。

1次マイクロプラスチックは、いったん自然環境に流出してしまうと回収が難しいことから、国や企業による製品への使用を避けることや生分解性マイクロビーズへの切り替えなどの取り組みが進むことを期待しますが、市にできる対策として、環境学習や講座などを通してこうした問題の周知も検討していきたいと考えます。

栄町(②, ③共通)

洗顔材や歯磨き粉、化学繊維を含む衣類を製造している会社に国から製品の改善を働きかけていただきたいと考えております。町では、対応が難しいと考えます。

④ CO₂の発生量は、一般廃棄物の焼却量に概ね比例しています。令和4年度に印西地区ごみ処理基本計画の見直しを予定しており、併せて市町のごみ減量化施策に協力し、ごみの減量化を推進してまいります。

<p>⑤ 吉田地区で令和 10 年に稼働を目指している新印西クリーンセンターも廃プラスチックを燃やすことにしています。温室効果ガスの我が国の目標は、2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減（自治体の施設は 66%削減）、2050 年度は実質ゼロです。燃やすごみに廃プラスチックを含めないと、燃やすごみの発熱量が大幅にダウンするため自然出来ず、植物由来の助燃材の大幅添加や最悪炉の形状も変更しなければなりません。対策をご回答ください。</p>	<p>⑤ 廃プラスチックの焼却については、国のプラスチック資源循環戦略等を踏まえた対応について、来年度改訂予定の印西地区ごみ処理基本計画において検討し、次期中間処理施設の発注仕様に係る要求水準書に反映してまいります。</p>
<p>16. 洋傘の布部分は、燃やせるゴミなのか。手引きには載っていなかった。</p>	<p>16 洋傘の布部分は「燃やすごみ」となります。</p>